

農業委員会系統組織を巡る情勢

1. 特殊法人等の改革

特殊法人等整理合理化計画に基づき、組織の効率化を推進。
全国農業会議所は、平成14年4月1日から民間法人化。

特殊法人等整理合理化計画（抜粋）

平成13年12月19日
閣議決定

（平成13年12月18日
特殊法人等改革推進本部
行政改革推進事務局）

各特殊法人等の事業及び組織形態について講ずべき措置

（2）認可法人

< 事業者団体 >

法人名	事業について講ずべき措置
	組織形態について講ずべき措置
全国農業会議所	農地面積の小さい地域での農業委員会の広域連携や設置の見直しの推進等、組織の効率化を推進する。 施策について、国、他の法人、地方公共団体の施策との整理を明確化する。 経常的経費に係る国庫補助を廃止する。
	平成14年度から民間法人化する。

平成14年10月30日
地方分権改革推進会議

事務・事業の在り方に関する意見（抜粋）
- 自主・自立の地域社会をめざして -

分野別の見直し方針と具体的措置の提言

4．産業振興

（1）時代の変化に沿った農林水産業振興政策の見直し

（農業委員会の在り方）

また、当会議が中間報告において、協同農業普及事業と並んで、一般財源化、必置規制の在り方について提言を行ったものに農業委員会制度がある。農業委員会は、地方公共団体の行政委員会であるが、必置規制等により、減少しつつはあるものの地方公共団体の議会議員と同じ6万人近い農業委員会委員が維持されてきている。

こうした農業委員会の在り方については、市町村の意見は、全国市長会や全国町村会のアンケート結果等を見ると、農業委員会を存置すべきという声と、首長部局で行うことで足りるという声が交錯しているように見受けられる。

こうした状況を見ると、農業委員会の存否を必置規制や交付金で拘束するのではなく、市町村の住民の意思である条例に委ねるべき時期が来ていることを示しているように思われる。

こうした中で、農地面積の小さい農業委員会の広域再編の推進等も課題となっており、農林水産省では農地面積の小さい市町村の必置規制を緩和しているが、こうした市町村で農業委員会を廃止する市町村は一部にとどまっているが、そうした判断には、農業委員会交付金が影響している可能性を否定できない。

農林水産省においては、農業委員会が国の様々な農地制度の推進とチェックに重要な役割を果たしていることから、引き続き、一定規模以上の農地を持つ農業委員会については必置規制が必要であり、またその円滑な運営を図るためには農業委員会交付金が必要であるとしている。

その一方で、農業委員会の今日的な責務等を踏まえ、見直しを検討することは必要であるとして、現在、中間報告も踏まえ、「経営の法人化で拓く有識者懇談会」の農地制度に関する論点整理の中で農業委員会の業務の在り方等についても議論が行われ、これらを踏まえて10月から「農業委員会に関する懇談会」において農業委員会の活動、組織について検討が行われることとされており、さらに、農地が小面積の市町村での必置規制の見直しや、農家戸数の減少等を踏まえた農業委員定数の適正化の取組みが進められている。

こうした取組みについては、当会議としても、一定の評価ができるものと考えている。しかしながら、現状は、それで十分ではなく、抜本的な見直しの検討が必要な状況となっていると考えざるをえない。

農林水産省の農業委員会に関する懇談会における検討状況も踏まえる必要はあるが、当会議としては、制度そのものは存置しつつ、現在の業務を農業委員会が実施するか首長部局が実施するかは、市町村条例による選択制に移行させること等を含めた必置規制の撤廃又は大幅緩和を検討するとともに、その存否に交付金の存在が影響を与えないよう、農業委員会交付金の一般財源化を図ることについて、検討するよう提言したい。

農業委員会制度についても、段階的な検討が必要であるとする意見があるが、その場合においても、農業委員会の必置市町村の基準の大幅な引上げ、農業委員会定数基準の見直し、委員任免方式や交付金の一般財源化等その交付の在り方等について、制度の根幹からの検討が必要である。

【 時代の変化に沿った農林水産業振興政策の見直しの観点からの具体的措置 】

農業委員会系統組織の活動・組織の在り方の検討【平成14年度中を目途に検討、一定の結論】

農業委員会に関する懇談会において、市町村合併の進展等を見定めつつ、農業委員会系統組織の活動・組織の在り方について検討を行う。

農地面積の小さい農業委員会の広域連携や設置の見直しの推進【平成14年度以降逐次実施】

農地面積の小さい市町村の農業委員会について、市町村の自主的組織権を尊重しつつ、その廃止を含めた見直しを推進する。それ以外の農業委員会においても広域連携を積極的に推進する。

農業委員定数等の組織の適正化等【平成14年度以降逐次実施】

農業委員定数について、農家戸数等の減少等の地域の実情を踏まえた適正化のための見直しを推進するとともに、市町村合併に併せた農業委員定数等の組織の適正化と市町村合併後の農業委員会の運営の円滑化を積極的に推進することとし、所要の措置を講ずる。

農業改良普及事業・農業委員会の活動、組織の見直し

農業改良普及事業と農業委員会をめぐる課題

担い手の育成・確保に向けた課題

- 育成すべき農業経営に対する施策の集中化・重点化
- 競争力ある担い手の育成確保のため、革新的技術・経営方式の普及、担い手への農地の利用集積が不可欠であり、普及職員と農業委員会の必置規制と交付金は必要
- 農協等、農村現場の各機関との協力関係の構築・連携が急務
- 市町村合併や事業活動の広域化が進展する中で、組織体制の再編・効率化が急務

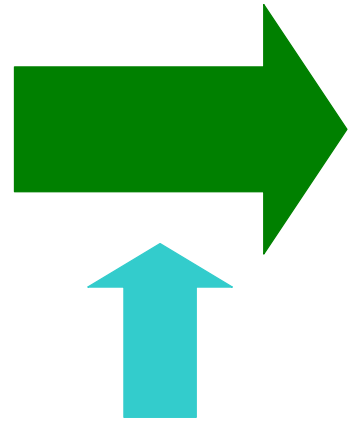
農業構造改革上の喫緊の課題

- #### 食と農の再生プラン
- 食の安全・安心、環境保全型農業の推進
 - 革新的技術の開発・普及
 - 農業経営の株式会社化等による多面的戦略の展開

- #### 米政策の抜本改革
- 需要に対応する産地の育成
 - 担い手の育成と土地利

構造改革特区の活用

- ### 地方分権改革推進会議の主な指摘
- 農業改良普及員等の必置規制の廃止又は大幅緩和、改良普及手当の在り方の抜本的な見直し
 - 農業委員会の制度そのものは在置しつつ、市町村による選択制への移行等も含めた必置規制の撤廃又は大幅緩和
 - 普及事業交付金及び農業委員会交付金の一般財源化
 - 林業普及指導員・水産業改良普及員についても、同様の観点から見直し



- 普及事業の在り方に関する検討会
- 農業委員会に関する懇談会
- (14年度末目途とりまとめ)

【改革の方向等】

担い手支援の将来ビジョン

総合的な支援体制の構築

- 普及組織が地域農業のコーディネート力を発揮し、担い手の育成・確保や産地形成に向けて、市町村、試験研究機関・大学、農業委員会、農協、民間等が連携・結集した総合的な担い手支援体制を構築

農業改良普及事業

- 競争力ある担い手の育成・確保のための革新的技術・経営方式の普及に重点化
- 消費者に軸足をおいた事業内容への転換
- 地域農業のコーディネーター、技術・経営のスペシャリストとしての資質を向上

農業委員会

- 担い手の経営確立支援の観点に立った農地を集約した形での利用集積の促進
- 特区の活用を含め株式会社形態等による農業経営の法人化の促進
- 耕作放棄地の防止など優良農地確保のための取組の強化

効率的な実施体制に向けた取組

- 検討会等の論議を踏まえ、農業改良普及事業及び農業委員会について、上記ビジョンの効率的な達成に向けてスリム化等を促進
 - ・必置規制の大幅緩和
 - ・普及組織のスリム化、農業委員会委員定数の削減
 - ・普及職員の資質向上と普及手当の大幅な見直し
 - ・小規模農業委員会の廃止を含む設置の見直しや広域連携による事務の効率化の推進
 - ・交付金の計画的縮減

4. 「農業委員会組織・活動の改革に関する地方懇談会」の概要について 主催：全国農業会議所

1. 趣旨

< 情勢及び課題 >

- ・全国1,000市町村構想に向けた市町村合併の進行
- ・「食と農の再生」に向けた食の安全・安心の確保対策
- ・農地制度の見直しなど農業の構造改革の促進

< 地方懇談会のテーマ >

- 市町村合併に伴う農業委員会系統組織・活動のあり方
- 農業委員会系統組織に対する「評価」(現状の認識・課題、改善すべき問題等)
- 農業委員会系統組織・活動の今後のあり方・方向
- 農業・農村に感じていることなど

2. 開催概要

全国を東・中・西の3ブロックに分けて開催

- ・東日本ブロック(北海道、東北、関東) 9月25日 於:仙台市 参加者48人
- ・中日本ブロック(北陸、東海、近畿) 10月11日 於:金沢市 参加者70人
- ・西日本ブロック(中国、四国、九州、沖縄) 9月30日 於:岡山市 参加者54人

3. 懇談会での意見

(1) 市町村合併に伴う農業委員会系統組織・活動のあり方について

- ・市町村合併するのだから農業委員会の経費節減や人員の削減は当然のことであるが、与えられた役割をどのように果たしていくかが課題である
- ・広域化の問題についてはITの活用によって補うことが可能であり、

農業委員も携帯電話や写メール等を使いこなせるような人物が今後はなっていくべき

- ・農業委員会の区域が広域化するなかで、農業委員をサポートする人材(協力員)の体制を整備する必要がある
- ・市町村合併にともなって、委員が減少し、かつ、広域化する中で事務局職員の負担も大きくなると考えられる

(2) 農業委員会系統組織に対する「評価」(現状の認識・課題、改善すべき問題等)について

- ・がんばっている農業委員会とそうでない農業委員会の格差があまりにも大きく、後者の農業委員会をいかに前者の農業委員会に近づけられるかが課題である
- ・農業委員は地域によっては名誉職扱いで高齢化しており、期待される役割が十分に発揮される状況にないのではないか
- ・農業委員は名誉職的な方が多く農業委員を選ぶ側のレベルにも問題があるとともに、農業委員の定年制を設けるよう検討すべき
- ・わが国の農地行政はアジアでも日本にしかない綿密な制度であり、これは後世に残すべき制度であって、その意味において農業委員会の法令業務は今後とも重要である
- ・これまで農地の売買・転用以外に農業委員会に依頼することはなかったし、農業委員自らが現地に状況把握しにいく姿を見たことも聞いたこともない
- ・少数ではあるが良くないことをする農業委員も実際にいることから、農業委員の資質をきちんとチェックする必要があるのではないか
- ・認定農業者や青年農業者の農業委員への登用が望ましいが、自らの経営が多忙を極めているなかで、農業委員の活動といかに両立させ

ていくかが課題である

- ・農業委員の日常の相談活動や「農業者の声を積み上げる」取り組みがまだ不十分に思える
- ・消費者からは農業委員会の姿が全く見えてこない
- ・農業委員会は、直接、行政に働きかけができる役割を持っているのだから、その役割を十分に発揮してもらいたい

(3) 農業委員会系統組織・活動の今後のあり方・方向について

- ・農業委員の高齢化も問題ではないか。青年農業者の声を聞き入れるのには若返りが必要であるとともに、農業委員の半数ぐらいは女性であってもよいのではないか。ぜひこの点は強化していただきたい
- ・「農業者の声を積み上げた委員会活動」とあるが、今の農業委員会の体制を見てみるとその声を十分生かす体制にはなっていないのではないか。その規模の適正化を検討するとともに、これからの広域化の中で農業者の声が生かされるような体制づくりをする必要がある
- ・農業委員会活動は、地域の農業者の利益を反映する活動が基本となっている現状の中では、外部からの人を受け入れにくい面があるのではないか。消費者や商工関係者等の農業外部の意見を反映する仕組みが必要だ
- ・女性農業委員の登用促進を今後とも着実に推進していくことが必要であるとともに、「食」を中心とした女性ならではの取り組みを強化していくべき
- ・最も大切な仕事は地域の核となる担い手づくりであり、農業委員会は「農地と人」とのバランスをうまく図りながら仕事をしてほしい
- ・関係団体等との連携をより密接にして、農地を団地的に有効活用で

きるシステムづくりができるよう検討してもらいたい

- ・農業委員会も含めて農業関係の各組織があまりにも多いので、役割分担の明確化や思い切った組織の再編を検討すべき
- ・担い手問題を考える場合、農業委員も流通や技術についての見識を備えてほしい
- ・閉鎖的な農村社会にあって、新規就農者をより一層円滑に迎え入れることができる体制や環境づくりの取り組みをもっと強化すべき
- ・農業委員会系統組織の組織理念のキーワードとなっている「かけ橋」の取り組みとしては、「食」と「農」や消費者と生産者の「かけ橋」の活動をもっと担ってもらいたい
- ・年間を通した児童の体験農園はどの学校でもやりたいというニーズがあるが、適当な農地がないという問題と教師も農業の知識が不足している面があるため、こうしたことに対するより積極的な農業委員会の支援をお願いしたい

(4) 農業・農村に感じていることなどについて

- ・「食と農の再生プラン」に期待しているが、生産者、農業経営者と消費者が一緒になって検討していかなければならない課題である
- ・各種の制度をよく知っている役場・農協職員の兼業農家が補助金の受け皿となっており、そのためこれらの兼業農家の農地が動かない状況の地域もある。大規模専業農家にとっては農地を集団化しようとする障害となっている
- ・子どもの頃からの食教育をしっかりとしないと、コメの消費拡大にもつながらず、農業の問題も解決していかないと、また食文化の崩壊といった事態にもなりかねない

5. 農地制度に関する論点整理（14年11月26日）の農業委員会に関する主な指摘事項

- 「経営の法人化で拓く構造改革に係る有識者懇談会」より -

1. 懇談会の趣旨

法人化の推進や農地の利用集積など農業の構造改革を加速化する観点から、農地法の見直し作業に係る農地制度をめぐる諸問題の論点整理

2. 検討事項

農地の権利移動規制のあり方

農業生産法人制度のあり方、要件緩和

農地流動化の加速化方策、農地の有効利用対策

農業委員会の役割・業務のあり方

構造改革特区の活用

3. 農業委員会についての主な指摘事項

【組織のあり方】

農業委員会への幅広い層の参画が可能かどうか等の今日的検証が必要。

多様化する今日的な政策課題には、農業団体としての運動論的な取組が重要。農業委員会の組織の活性化を図る観点からそのあり方の見直しが重要。

市町村、農協、農業改良普及センター、農地保有合理化法人、土地改良区等の農村現場の各機関との協力関係の構築や一体化が重要。

農業委員会の活動が農業者にとって必ずしも目に見えないことや地域によっては活動が低調。農業委員定数は過大との指摘もあり、今後、組織の適正化、効率化が重要。

【業務・運営のあり方】

具体的な実行力を伴った業務運営が重要

他の機関との連携・一体化によって農地行政、農地流動化、経営支援施策の推進機関としての役割の強化が重要

地域全体の土地利用への関与や農地利用の監視機能、市町村への意見反映の実効性の強化が重要

行政、農協等の関係機関との連携による情報の共有化、専門的な農業者の意向の把握、農業者にとって身近な相談員として情報の受発信力の強化が重要

現場や担い手のニーズに即した事業の実施

積極的に農業者、行政との合意形成を図りながら、農地として保全する区域とそうでない区域の明確化、効率的利用のできる農地集積の促進

農業委員会の審議の意志決定プロセス等についての一層の情報公開が重要

6. 農業委員会等制度研究会報告書の概要

- 地域農業確立のための組織づくりに向けて -

(平成12年2月)

はじめに - これまでの経緯

最近、農業委員会系統組織について各般の論議が行われてきたことを踏まえ、平成7年の本研究会中間報告で中長期の課題とした「農業委員会系統組織の果たすべき役割に応じた組織体制のあり方」を中心に検討を行い、基本的な考え方をとりまとめる。(なお、本研究会は、今後組織見直しに関する改革プログラム策定時に再開。)

これまでの指摘と対応

農業委員会系統組織については、これまでさまざまな指摘がなされ、それらの指摘に対し、組織体制の適正化、構造政策への取組の推進等の観点から対応。

残された課題として、農業委員会等による構造政策への取組を強化するとともに、都道府県農業会議等の関係機関・団体との効率的な連携の促進等を図る等の観点から、農業委員会系統組織を含む農業関係団体のあり方を検討する必要。

この場合、

農業委員会系統組織は、活力に満ちた農業構造・農業経営の実現のため、優良農地の確保とその有効利用、担い手の確保・育成等構造改革に主体的に取り組んでいくこと

地域における農業関係機関や団体との役割分担を明確にした上で、将来の組織のありべき姿と、関係機関との連携等当面の措置について検討すること

を基本に見直し方策を検討することが重要。

さらに、新たな課題として、新たな農業生産法人制度の下における農業委員会の審査の充実等が必要。

組織見直しの方向

1. 農業委員会

(1) 行政委員会としての基本的性格

農業委員会は、農地法制上優良農地の確保とその有効利用を担うものであることから、その役割は減ずるものではない。

新たな課題として、農業生産法人制度の見直しの中で、農業委員会については、農業生産法人の状況の把握等適切な対応や、農業委員の選挙権、被選挙権の見直しが必要。

(2) 構造政策への積極的取組

構造政策への積極的な取組として、青年農業者、女性を含む地域の世話役として活動できる委員の選出、構造政策に係る市町村長部局、農協系統、農業公社等他の団体との連携及び役割分担の明確化、農地情報等の整備等を進めることが重要。

(3) 組織体制の整備

組織体制の適正化

今後、さらに農業委員会の組織体制の適正化を図る観点から、農業委員会の設置や委員定数について、市町村の実態を十分に勘案して見直しを行っていくべき。

農業委員の選出方法

公選制か任命制かは、今後農業委員会は構造政策への取組と農業者の代表のどちらの機能を重視すべきか、他の農業団体との関係をどのように整理すべきか

等を検討する中で検討することとすべき。

農業委員会の広域化

農地の利用調整の広域化に対し農業委員会が的確に対応していくためには、関係市町村の農業委員会間で広域連携を推進することも必要。

2. 都道府県農業会議

都道府県農業会議は、構造政策を推進するという実務面では、必ずしも期待される活動を十分に行う体制とはなっていない面があり、関係機関・団体との連携・役割分担が不可欠。

関係団体との連携方策については、業務の連携、人事の交流、共同事務局の設置といったいろいろな方策があるが、関係団体との統合による体制の確立という方策もその選択肢の一つ。

今後業務の連携をより密にしていけることが必要。また、人事の交流、共同事務局の設置は、関係団体との連携強化を図る上で十分効果的。

統合については、農業委員会系統組織としても、自らの課題として、地域の将来の農業動向も踏まえつつさらなる検討を行い、早急に結論を出すべき。

また、当面の対応として、各都道府県とも関係団体との共同事務局化等を推進すべき。

なお、今後の都道府県農業会議の活動は、総花的に行うのではなく、「土地と人(経営)」に関する活動に焦点を絞っていくことも必要。

3. 全国農業会議所

全国農業会議所の果たすべき機能・役割は根本的な見直しが必要。今後は、担い手の確保・育成、農地の流動化、新規就農の促進、農業経営の法人化等構造政策の推進に活動を重点化。

農地対策と担い手・経営対策を一体とした構造政策を推進するための体制の整備を急ぐ必要。一方で全国段階の組織のあり方は都道府県農業会議のあり方と相互に密接に関連しているという面もある。このため、全国段階においては、当面、関係機関・団体との一層の連携や再編に向けた具体的な検討に着手し、都道府県農業会議のあり方と併せ早急に結論を得るべき。

結び 今後の推進方策

近年、我が国の農業をめぐる情勢の変化に伴い、農業者、農地面積は引き続き減少。その中で、農業団体の簡素化、合理化が求められており、農業委員会系統組織としても組織体制の適正化や組織の効率的な再編整備についての早急な対応が必要。この場合、組織の見直しに関する改革プログラムを一年以内に策定し、関係者に情報を提供しつつ着実に推進。

7. 農業委員会系統組織の改革プログラムの概要

平成13年1月31日
全国農業会議所

農業委員会系統組織のあり方については、昨年2月に取りまとめられた「農業委員会等制度研究会報告書」において、一定の改革の方向が示されたところであり、同報告書において組織の見直しに関する改革プログラムを策定することとされたところである。このため、全国農業会議所において、今般、農林水産省との協議を踏まえ、

研究会報告書が示した「組織の見直しの方向」に即し、

食料・農業・農村基本計画が示した「優良農地の確保およびその有効利用、担い手の育成および確保等の役割を効率的かつ十分に果たすこと」

を旨として業務および組織のあり方について検討を行い、以下のような改革プログラムを策定したところである。今後、農業委員会系統組織の関係者等にこの改革プログラムの内容について、情報提供を行いつつ、着実に推進していくこととする。

1 市町村農業委員会

提言の項目	取組み内容及び実施時期
<p>1 優良農地の確保と有効利用等に向けた行政委員会としての機能の発揮</p> <p>2 構造政策への積極的取組み</p>	<p>[業務の重点化及び新たな課題への対応] 農業・農村の現場での遊休農地・無断転用等の点検、新たな農業生産法人制度の適正かつ円滑な実施、農地の担い手への利用集積の促進、等のための農業委員の担当地区制の設定（13年度） 農業者年金の新制度の啓もう普及活動（13年度～）</p> <p>[業務の効率化] 農地基本台帳の電子化及び地図情報のシステム化による事務処理の効率化、農地情報の適切な提供等（13年度～）</p> <p>[組織の簡素化等] 選挙委員定数の見直しの推進 農家戸数・農地面積の減少等の地域の実情を踏まえた定数の適正化（平成14年7月・第18回農業委員統一選挙に向けた対応）</p> <p>地域の世話役や構造政策の積極的な推進に意欲的な女性・青年農業者及び認定農業者の選挙委員への立候補促進、選任委員への登用の促進（1農業委員会当たり複数の女性農業委員を目標）（14年度）</p>

2 都道府県農業会議・全国農業会議所

提言の項目	取組み内容及び実施時期
<p>(1) 都道府県農業会議</p> <p>優良農地の確保と有効利用</p> <p>農業者の経営改善の支援</p>	<p>[ワンストップサービス機能の強化、組織の簡素化等]</p> <p>農業者や農業に関心を持つ人々に対する農地情報の提供、法人化などに関する相談・支援拠点（ワンストップサービス）としての機能の強化（関係機関・団体との業務連携・人事交流）（13年度～）</p> <p>事務の効率化のための関係組織との共同事務局化等の連携強化の推進（共同事務局化として、事務所のワンフロアー化、事業の一部共同化等の対応）（13年度～）</p> <p>[業務の重点化]</p> <p>農業会議の農業経営指導体制の整備を図り、経営改善支援機能を強化（農業経営の法人化、青色申告、新規就農への支援を重点に推進）（13年度）</p> <p>重点指導地区を対象とする無断転用の点検、遊休農地の解消、農地利用集積のための現地巡回指導（13年度～）</p> <p>認定農業者等の広域的な農地利用に対応するための情報提供並びに仲介・調整（13年度～）</p>
<p>(2) 全国農業会議所</p> <p>優良農地の確保と有効利用</p> <p>農業者の経営改善支援機能の充実強化</p>	<p>[業務の効率化、重点化]</p> <p>全国ベースでの農地情報等の整備、インターネットを活用した情報提供の推進による、新規就農の促進、遊休農地の解消（13年度～）</p> <p>認定農業者等の担い手の確保・育成、経営政策を担う人材の養成、農地の利用集積、新規就農、法人化等の推進に重点化（13年度～）</p> <p>[組織の簡素化等]</p> <p>事業の重点化に即した効率的な業務執行のための機構の再編整備（13年度）</p> <p>農業関係機関・団体のほか、異業種団体との一層の連携強化（業務連携・人事交流）（13年度～）</p>